

## 第 10 次

# 泉南市子どもの権利条例委員会報告

2022（令和 4）年 7 月 1 日

泉南市子どもの権利条例委員会



2022(令和4)年7月1日

泉南市長 山本 優真 様

泉南市子どもの権利条例委員会

会 長 吉 永 省 三

副会長 山 下 裕 子

委 員 青 木 桃 子

委 員 浜 田 進 士

委 員 前 田 百 合 子

## 第 10 次 泉南市子どもの権利条例委員会報告

泉南市子どもの権利条例委員会は、泉南市子どもの権利に関する条例（2012（平成24）年10月制定。以下、「条例」とします。）第16条第4項に基づき、本報告を行います。

同条第1項は「条例の運営状況」と「条例に基づく事業等の実施状況」について、これを定期的に検証することを市に課しています。この市が行う検証に資するため、本委員会は公的第三者機関として必要な検討に努め、市長に報告するものと定められています（同条第4項第5項）。

これを踏まえ、本委員会は発足以来、「報告事項Ⅰ：『子どもにやさしいまち』を実現するための子どもの権利条例の運営状況」および「報告事項Ⅱ：子どもの権利条例に基づく事業等の実施状況」の二つの柱を立て、報告を行ってきました。

報告事項Ⅰは、私たち市民および外部有識者の視点から捉えた最も重点的な課題について、報告事項Ⅱは、条例に基づく事業等の全般にわたる実施・進捗および評価等の概況について、それぞれ検討審議し報告するものです。

ただ、本年度においては、本年3月に市内中学生が自死するという極めて痛ましい事態が起っていたこと（以下、「本件」とします。）について、本委員会は本年5月初旬、当該保護者から寄せられた訴えにより知るところとなりました。条例に照らして鋭意協議の結果、本件は上の「報告事項Ⅰ」に位置づけて検討すべき重大な課題であると判断しました。とりわけ条例第3条「子どもの権利の尊重」および第6条「子どもの相談・救済」が本件にかかわって、どのように尊重され、また実施されてきたかについて、第16条による検証が求められると判断しました。

また、本件の重大性に鑑みて、本第10次報告は、これを速やかに行うべきものと判断し、本委員会は、4回の定例会、2回の臨時会、1回の分科会の都合7回にわたる会議等を開催する中で、鋭意審議を重ね、また当該保護者等の傾聴にも可能な限り努め、取り組んできました。

本委員会は、泉南市の「子どもにやさしいまち」の実現に向け、条例第16条第5項に基づく市長のご尽力により、本報告の積極的な活用が図られることを、切に要望するものです。

以上

